



鳥取県公報

平成16年 6月18日(金)
号外第89号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示 漁業関係法令違反に対する処分方針(474)(水産課)..... 1

告 示

鳥取県告示第474号

漁業関係法令違反に対する処分方針を次のとおり定める。

平成16年 6月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

漁業関係法令違反に対する処分方針

1 趣旨

この処分方針は、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第66条第1項及び鳥取県海面漁業調整規則(昭和40年鳥取県規則第46号。以下「調整規則」という。)第8条各号に規定する漁業について、法、小型機船底びき網漁業取締規則(昭和27年農林省令第6号。以下「取締規則」という。)及び調整規則(以下「漁業に関する法令」という。)の規定に違反した場合又は漁業に関する法令の規定に基づき知事が行った処分に違反した場合に知事が行う処分に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 無許可船舶に対する処分

(1) 調整規則第54条第1項の規定に基づき知事が行うてい泊処分の日数は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ当該右欄に掲げる日数とする。

漁業の種類	日数
ア 中型まき網漁業(1そうまききんちゃく網漁業に限る。)	15日
イ 小型機船底びき網漁業(手操第一種漁業及び手操第二種漁業に限る。)	
上記以外の漁業	10日

(2) (1)アの中型まき網漁業において、法第66条の規定に基づく知事の許可を受けていない網船と船団を構成する火船、運搬船その他の付属船が漁業を行った場合は、当該許可を要する網船に対して、(1)のてい泊処分を行うものとする。

(3) (1)により知事が行った処分に違反したときは、調整規則第54条第1項の規定に基づき、当該処分を受けた船舶に対して当該処分日数の2倍の日数又は40日のてい泊処分を行うことがある。

3 許可船舶に対する処分

(1) 次の表の左欄に掲げる規定又は事項に違反した場合に、調整規則第52条第1項の規定に基づき知事が行

うてい泊処分の日数は、同表の中欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ当該右欄に掲げる日数とする。

該当する規定又は事項	漁業の種類	日数
ア 調整規則第41条 イ 調整規則第42条	すべての漁業	10日
ア 取締規則第2条第1項 イ 取締規則第3条第1項 ウ 取締規則第4条第1項又は第2項 エ 調整規則第20条の規定に基づく漁業の許可又は起業の認可の制限又は条件 オ 調整規則第30条第1項の規定に基づく漁業の許可若しくは起業の認可の制限若しくは条件又は操業の停止の命令 カ 調整規則第36条 キ 調整規則第38条第1項 ク 調整規則第39条 ケ 調整規則第40条第1項 コ 調整規則第43条 サ 調整規則第45条 シ 調整規則第46条 ス 調整規則第48条 セ 調整規則第49条	(ア) 中型まき網漁業(1そうまききんちゃく網漁業に限る。) (イ) 小型機船底びき網漁業(手操第一種漁業及び手操第二種漁業に限る。) (ウ) 小型まき網漁業(1そうまききんちゃく網漁業に限る。) (エ) ごち網漁業 (オ) 機船船びき網漁業(あじ、いわし機船船びき網漁業に限る。) (カ) かご網漁業 (キ) 潜水器漁業	5日
上記以外の調整規則の規定 (調整規則第35条第2項、第44条、第50条第1項並びに第60条第1項及び第2項の規定を除く。) 又は調整規則に規定する制限若しくは禁止事項	上記以外の漁業	4日
上記以外の調整規則の規定 (調整規則第35条第2項、第44条、第50条第1項並びに第60条第1項及び第2項の規定を除く。) 又は調整規則に規定する制限若しくは禁止事項	すべての漁業	3日

- (2) 許可船舶と船団を構成する火船、運搬船その他の付属船が(1)の表の左欄に掲げる規定に違反した場合は、許可船舶に対して、(1)のてい泊処分を行うものとする。
- (3) 次の場合には、調整規則第30条第2項の規定に基づき、操業停止の命令を行うものとする。この場合において、操業停止処分の日数は、(1)の規定を準用する。
- ア 処分の対象者が複数の船舶を所有する等、てい泊処分では処分の実質的な効果が見込めない場合
イ てい泊処分が実施できない場合
- (4) 次の場合には、調整規則第53条第1項の規定に基づき、違反に係る漁業に従事する船舶への船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者(以下「船長等」という。)の乗組み禁止の処分を行うものとする。この場合において、船長等の乗組み禁止の処分日数は、(1)の規定を準用する。
- ア (3)の操業停止の命令を行う場合
イ 許可船舶の船長等が調整規則第8条の許可を受けた者の意思に背反して、(1)の表の左欄に掲げる規定又は(1)から(3)までの規定により知事が行った処分に違反したことが明らかである場合
- (5) (1)から(4)までの規定により知事が行った処分に違反したときは、調整規則第52条第1項の規定に基づき当該処分を受けた船舶に対して当該処分日数の2倍の日数若しくは40日のてい泊処分を行い、又は調整規則第28条第1項の規定に基づき漁業の許可を取り消すことがある。

4 悪質犯に対する処分

漁業監督公務員等が行う漁業の取締りに関し、船長、船員その他の乗組員（以下「乗組員」という。）が次の行為をした場合は、当該乗組員が乗り組む船舶（当該船舶が許可船舶と船団を構成する火船、運搬船その他の付属船である場合は、許可船舶とする。）に対して、調整規則第52条第1項若しくは第54条第1項の規定に基づき40日のてい泊処分を行い、又は調整規則第28条第1項の規定に基づき漁業の許可を取り消すことがある。

- (1) 漁業監督公務員等に対する暴行又は脅迫行為
- (2) ロープ流し、船での体当たり、ライトの照射その他の検挙を妨害する行為

5 併合犯に対する処分

- (1) 漁業に関する法令の2以上の規定に違反する場合は、その最も重い違反の処分日数に他の違反の処分日数の半分の日数を加算した日数のてい泊処分を行うものとする。この場合において、1日に満たない日数は、1日とみなす。
- (2) 一つの行為が漁業に関する法令の2以上の規定に違反する場合は、その最も重い違反の処分日数により処分を行うものとする。

6 累犯に対する処分

過去に2又は3に規定する処分を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反し、更に2又は3に規定する処分を受ける場合は、処分日数を加重する。この場合において、現に漁業の許可を受けている者については、当該許可を取り消すことがある。

7 情状酌量する場合の処分

違反行為が初犯である場合又は軽微な場合において特に酌量する情状が認められるときは、適用するてい泊処分の処分日数の2分の1の範囲内の日数（この場合において、1日に満たない日数は、1日とみなす。）を適用すべきてい泊処分の処分日数から軽減し、又は警告、始末書の提出その他の処分に代えることがある。

8 施行期日

この方針は、平成16年6月18日から施行する。

